

## オンライン開催における発表者ガイドライン

### 第 68 回日本栄養改善学会学術総会実行委員会

このたび、第 68 回日本栄養改善学会学術総会は、オンラインによる開催を行うことになりました。オンラインでの発表（一般演題、教育講演等）は、著作権法における「公衆送信」に該当すると指摘されています。そのため発表者は、このガイドラインを参照し、発表資料（一般演題のスライド、教育講演等の動画）の作成を行ってください。

#### 1. 発表資料の著作権について

オンライン学術集会におけるオンライン上での発表資料の著作権は、発表者に帰属します。発表資料が第三者の権利や利益の侵害問題を生じさせた場合は、発表者が一切の責任を負うこととなります。

#### 2. 著作権関係における禁止・遵守・注意事項

このガイドラインは、遵守すれば著作権問題が生じない、ということを保証するものではありません。またガイドラインを遵守しなければ著作権問題が生じる、というわけではありません。次の事項にご留意の上、発表者自身の判断で発表資料を作成してください。

(1) 引用する場合は、次の要件を遵守すること。

- ・引用物は公表された著作物であること。
- ・引用部分と他の部分を明確に区分すること。
- ・量・質ともに自らの著作部分は「主」で、引用部分は「従」であること。
- ・引用の必然性があり、必要最小限の分量で、改変がないこと。
- ・慣行に従い出典を明示していること。

(2) 写真、映像を使用する場合は許諾を得ること。

- ・発表者自身が撮影したものを使用し、他者が撮影したものは使用しないこと。
- ・人物が写る場合は掲載許可を得ること。
- ・神社・寺・仏閣、美術品、芸能人の肖像、映画のシーンなどは、自分が撮影したものであっても使用しないこと。

(3) 音楽は原則使用しないこと。

- ・やむを得ず音楽を使用する場合は、関係する著作権及び著作隣接権の権利者から必要な許諾をすべて得ておくこと。

(4) 単行本の図表を引用する場合は留意すること。

- ・図表は出版社が作成し、出版社が著作権を有している場合があるので、著者だけでなく出版社の許諾が必要となるか事前に確認すること。

(5) 本の表紙や絵を使用する場合、出版社の指定する条件に従い使用すること。

(6) インターネット上で「著作権フリー」と公開している場合も、著作権、著作隣接権の許諾が不明な場合があるため、使用しないこと。

### 3. 発表時における留意事項

発表にあたり、学会や個人の名誉を毀損すること、情報漏洩、プライバシー侵害、差別的表現など社会通念上に照らして不適切な表現がないよう留意してください。

※このガイドラインを作成するにあたり、一般社団法人電子情報通信学会の取り組みを参考にしました。ここに厚くお礼申し上げます。